

別表1 帯広市スポーツ振興事業補助運営費等補助の算定基準

区分	補助の対象	対象団体	補助対象経費	大会区分	大会参加人数	補助基準額	補助基本額	補助率	備考
大会 開催 運営 費 補助	<p>スポーツ団体の連合体（市スポーツ協会及び十勝管内スポーツ協会連絡協議会、以下「連合体」という）に加盟している競技団体（本市に事務局を有する）が主催又は主管（運営）し、帯広市を会場として開催される各種スポーツ大会で、全国、全道、東北海道、北海道規模のもの。</p> <p>補助金は概ね右に掲げる基準によるもののほか、特殊な事情があるものはその都度協議のうえ決定する。</p>	<p>スポーツ団体の連合体（市スポーツ協会及び十勝管内スポーツ協会連絡協議会、以下「連合体」という）に加盟している競技団体（本市に事務局を有する）</p>	<p>左の各種スポーツ大会の開催に直接要する経費（会場使用料、競技消耗品、印刷製本費、大会運営費、役員招聘費等）</p>	全国大会	300人以上	300,000円	補助対象経費と補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。	補助基本額の10/10以内とする。ただし、予算の定める範囲内とする。	大会参加人数とは、参加登録選手等とする。
					300人未満	150,000円			
				全道大会	300人以上	100,000円			
					300人未満	50,000円			
				道東大会	200人以上	50,000円			
					200人未満	30,000円			

別表1 帯広市スポーツ振興事業補助運営費等補助の算定基準

区分	補助の対象	対象団体	補助対象経費	大会区分	大会参加人数	実施予算	補助基準額	補助基本額	補助率	備考
大会開催運営費補助	中学校体育連盟が主催し、帯広市を会場として開催される義務教育諸中学校の各種スポーツ大会で、全国・全道規模のもの。 補助金は概ね右に掲げる基準によるもののほか、特殊な事情があるものはその都度協議のうえ決定する。	中学校体育連盟	左の各種スポーツ大会の開催に直接要する経費 (会場使用料、競技消耗品、印刷製本費、大会運営費、役員招聘費等)	全国大会	300人以上	100万円以上	500,000円	補助対象経費と補助基準額を比較し、いずれか少ない方の額とする。	補助基本額の10/10以内とする。ただし、予算の定める範囲内とする。	大会参加人数とは、参加登録選手等とする。
						100万円未満	350,000円			
					300人未満	50万円以上	250,000円			
						50万円未満	150,000円			
				全道大会	300人以上	100万円以上	350,000円			
						100万円未満	200,000円			
					300人未満	50万円以上	150,000円			
						50万円未満	100,000円			

別表1 帯広市スポーツ振興事業補助運営費等補助の算定基準

区分	補助の対象	対象団体	補助対象経費	補助基本額	補助額
団体運営費補助	帯広市に事務局を有するスポーツ団体の連合体	帯広市スポーツ協会	(1) 団体が行なう事業の経費で次に掲げる経費を対象経費とする。スポーツ大会開催事業費、競技力育成選手強化事業費、研修事業費、旅費、スポーツ賞受賞祝賀会事業費、スポーツ功労賞表彰事業費とする。ただし、参加料等の特定財源がある場合は差し引くものとする。 (2) 十勝体育館管理運営助成費	補助対象経費と同じ。	補助基本額の10/10以内とする。ただし、予算の定める範囲内とする。
	帯広市に事務局を有し義務教育諸学校の生徒で構成されているスポーツ団体の連合体	帯広市スポーツ少年団本部	団体が行なう事業の経費であって、市長が必要と認める経費から参加料等の特定財源を差し引いたもの		
	帯広市に事務局を有する単一スポーツ団体で帯広市長が特に認める団体	帯広市が主催、主管する全国大会及び国際大会の実行委員会 地域においてパークゴルフ場の管理運営をしている団体 総合型地域スポーツクラブ	市長が特に必要と認める事業を行うために要する経費  なお、パークゴルフについては、ティーグラウンドマット、カップ、ボール表示板等の用具及びコースの補修に要する経費とする。		
	義務教育諸中学校の競技別専門委員会の連合体	帯広市中学校体育連盟	団体が行う事業の経費で次に掲げる経費を対象経費とする。事務局費、大会運営費、通信費、研修費、会議費、全十勝中学校体育連盟納入金とする。		
	帯広市に事務局を有する財団法人で市長が特に認める団体	帯広市文化スポーツ振興財団	団体が設立したスポーツ施設の運営費及び団体が行なう事業の経費であって、市長が必要と認める経費から使用料等の特定財源を差し引いた額以内とする。		
建設費補助	帯広市に事務局を有する財団法人で市長が特に認めるもの	帯広市文化スポーツ振興財団	団体が設置したスポーツ施設の建設費（建設のため借入れた金額の償還元利金を含む）のうち市長が必要と認めた経費		